

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：28001

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K00135

研究課題名（和文）『歌道要法』の研究

研究課題名（英文）A Study of "Kado-yoho"

研究代表者

高瀬 澄子（TAKASE, Sumiko）

沖縄県立芸術大学・音楽学部・教授

研究者番号：60304565

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：『歌道要法』とは、道光25年（1845）、歌三線の安富祖流の祖、安富祖正元（1785-1865）によって著された音楽論の一種である。本研究では、主に次の2点を明らかにした。(1) 現存する『歌道要法』の諸本を調査し、二系統の本文の先後関係を考察した。年代的には、「長い本文」が先行し、その後、「短い本文」が現れた可能性が高い。(2) 先行研究に基づき、中国の戯曲の書である『顧誤録』（1851刊）の「学曲六戒」と、『歌道要法』との相互関係を考察した。『歌道要法』の「長い本文」を参照すると、戯曲よりむしろ中国の琴の思想の要素が認められる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

『歌道要法』は、今日の琉球古典音楽の伝承者に、流派を問わず、重要視されている音楽論である。しかし、その内容については、二系統の本文の相互関係が不明であること、用語や趣旨に矛盾が見られること等、様々な問題があるにも関わらず、十分に明らかにされていなかった。本研究により、『歌道要法』のより初期の状態とその背景にある程度迫り、琉球王国末期における音楽思想の一端を窺うことができたと考えている。

研究成果の概要（英文）：“Kado-yoho” is an essay on Okinawan classical music written in 1845 by AFUSO Seigen (1785-1865), founder of the Afuso school of Uta-sanshin. This study makes two principal findings. First, by examining all extant versions and considering the order of two different versions, one long and one short, it may be concluded that long versions of “Kado-yoho” are older than short versions. Second, study of the long versions finds that they exhibit the influence of ideas about the Qin (Chinese seven-string zither) rather than about Xiqu (Chinese traditional drama), as proposed in earlier research looking at the relationship of shorter versions of “Kado-yoho” and the “Xuequ-liujie” section of the “Guwu-lu,” a book on Xiqu written around the same time.

研究分野：音楽学

キーワード：音楽論 琉球古典音楽 日本音楽史

1. 研究開始当初の背景

『歌道要法』には二つの系統の本文があることが知られている。一つは、全文 800 字程度の短い本文である。安富祖流工工四の冒頭に掲載されて流布しており、富原守清『琉球音楽考』(1934 初版、1973 再版)にも「附録(古文書)」として掲載されている。もう一つは、全文 1,800 字程度の長い本文である。池宮正治によって琉球大学附属図書館で写本の複写本として発見され、安富祖流絃声会記念史編纂委員会編『琉球古典音楽 当流の研究』(1993)において活字翻刻されている。この翻刻により、『歌道要法』は「琉歌集と一体のもの」であることが指摘された。

二つの『歌道要法』には、史料と内容の双方から見て問題がある。まず、史料については、短い本文も長い本文も、ともに底本が不明である。短い本文は活字翻刻のみで、写本は発見されていない。長い本文は写本であるが、発見されたものは電子複写であり、その原本は見つかっていない。両者の関係については、長い本文は短い本文の「原本」(トンプソン[1993])または「全文」(新城 2009[2007])という見解もあるが、未だ明らかになっていないのが現状である。次に、内容については、構成、及び主張の要点となるキーワードに相違がある。例えば、キーワードについて言えば、短い本文は「慢心」を戒めているが、長い本文に「慢心」という用語はなく、代わりに「放心」という用語を用いており、しかも戒めている場合と戒めていない場合がある。このような両者の相違点、及び共通点について、比較対照した研究は未だ無い。沖縄を代表する音楽論として、特に演奏家の間で尊重されているにもかかわらず、じつは『歌道要法』が何を言おうとしているのかが十分に明らかになっていない現状は、極めて問題である。

2. 研究の目的

このような現状に鑑み、本研究は、第一に、『歌道要法』の音楽論の内容を明らかにすること、第二に、『歌道要法』の東アジアにおける音楽史的な位置づけの一端を明らかにすることを目的とする。

第一に、沖縄の芸術に関する美学的理念は、これまでほとんど問われてきたことがなかった。沖縄以外の日本の芸術については、「あはれ」「わび」「さび」「いき」等の重要な用語について、数多くの論考が積み重ねられてきた。沖縄の芸術は、これらの用語に必ずしも対応しない独自の美意識を有しているが、その美意識とはどのようなものであるかは、これまで十分に論じられてこなかった。本研究は、音楽論を対象として、沖縄の芸術の根底にある美意識の一端を明らかにしようとするものである。

第二に、沖縄、すなわちかつての琉球の音楽史は、現在の東アジアの枠組みからは見過ごされがちであった。近代より前の東アジア地域にあって、琉球は事実上の独立国であり、日本音楽史に三味線の伝来という画期的な影響を与えている。そのことは周知の事実であるにもかかわらず、従来の東アジアの音楽史研究の視野からは、琉球の音楽史が欠落していた。本研究は、その欠落を補う試みと位置づけることができる。

3. 研究の方法

本研究では、次のような三つの方法を採用した。このうち、(1)(2)は第一の目的、(2)(3)は第二の目的に、主に関わるものである。

(1) 史料の調査

『歌道要法』を掲載するできる限り全ての史料を探索し、本文の系統を分類した。その上で、各々の本文が掲載された史料の年代を調査し、先後関係を考察した。

(2) 中国の文献との比較

先行研究(王耀華 1995)の指摘に基づき、中国の戯曲についての書である王德暉・徐沅激『顧誤録』(1851)の「学曲六戒」と『歌道要法』の内容を比較し、相互関係を考察した。

(3) 日本における音楽理論の考察

日本の音楽理論に関する器具である、安倍季良(1775-1857)作「律呂図板」「新之律板」5点(1816, 1842, 1845)の構造と理論、及び中国の音楽理論との関係について考察した。

4. 研究成果

(1) 『歌道要法』の長い本文は、短い本文に先行することが明らかとなった。短い本文は富原本(富原守清『琉球音楽考』他)と工工四本(『琉球古典音楽 安富祖流工工四』他)の二つの系統、長い本文は喜舎場本(喜舎場孫正旧蔵『琉歌集』他)・大城本(大城彦五郎編『節組琉歌集』他)・川平本(『向大輝川平朝彬 歌道要法』他)の三つの系統に分けることができる。年代の明らかな史料のうち、短い本文は富原本の 1934 年、長い本文は大城本の 1922 年にまで遡ることができる。年代不明の史料は、いずれも長い本文を掲載している。したがって、長い本文は、短い本文に先行する可能性が高い。この結論は、長い本文は短い本文の「原本」または「全文」とす

るこれまでの見解と矛盾しないが、史料に基づき両者の先後関係にある程度立証した点に、本研究成果の意義がある。しかし、長い本文は短い本文を単に短縮したものとは言えず、両者の関係については未だ不明な点が多い。今後は、長い本文と琉歌集等との関係を検討する必要があるであろう。

(2) 『歌道要法』の長い本文には、中国の戯曲よりむしろ、琴の思想の要素が認められることが明らかとなった。先行研究(王耀華 1995)は、短い本文のみを参照して、『顧誤録』『学曲六戒』と『歌道要法』との類似を指摘した。しかし、その後、長い本文が発見され、長い本文を参照すると、指摘された類似部分の『歌道要法』全体に占める割合が半分程度から2割程度にまで低下する。一方で、長い本文には、楊時編『二程粹言』、『後漢書』列伝、『書経』舜典の文言が引用されており、そのうち『二程粹言』『後漢書』は琴に関する内容である。琴の思想の要素はこれまでも指摘されていたが(トンプソン[1993]、王耀華 1995) 引用の出典となる漢籍を明らかにした点に、本研究成果の意義がある。しかし、『歌道要法』の長い本文には引用の出典が必ずしも明記されておらず、今後は、琉球における漢籍受容の実態についても調査する必要があるであろう。

(3) 安倍季良作「律呂図板」「新之律板」では、律と呂の音階は一貫しているが、半呂半律の音階は七声の名称に混乱が認められることが明らかとなった。「律呂図板」「新之律板」は、その構造から、中国のいわゆる旋宮図を立体化したものであると言える。全5点のうち、天保13年(1842)作の2点は、朱載堉『楽律全書』(1581-1606)の「楽学新説」を参照し、中国の律名や調名を使用する等、中国の音楽理論の影響が窺える。「律呂図板」「新之律板」には、日本の音階を中国の理論によって解釈しようとした、江戸時代の楽人の試行錯誤の跡を窺うことができる。「律呂図板」「新之律板」の存在自体はこれまでも知られていたが(彦根城博物館 1996) その理論的内容を明らかにした点に、本研究成果の意義がある。今後は、安倍季良『山鳥秘要抄』(1830序) 豊原陽秋(1812-1848)作「律呂図板」等、同作者の理論書や別作者の同種の器具との関係を明らかにする必要があるであろう。

(4) 以上の研究成果(1)(2)(3)は、いずれも口頭発表したが、論文として公表することができなかった。本研究の第一の目的のうち、『歌道要法』の本文における用語とその矛盾については、十分に明らかにすることができなかった。第二の目的のうち、琉球と日本との比較については、ほとんど取り扱うことができなかった。琉球も日本も中国の音楽文化を受容したが、受容の様相には相違があり、琉球が中国の戯曲を受容し、日本が琉球に御座楽等の中国の宮廷音楽を求める一方で、中国の楽律学は琉球では受容された形跡が見当たらず、琉球は儒学を中国だけでなく日本からも受容した側面がある等、中国をめぐる琉球と日本の関係は一様ではない。今後は、楽律学、琴、宮廷音楽等の様々な視点から、中国・日本・琉球の音楽史的関係を追究していきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 高瀬澄子
2. 発表標題 彦根城博物館所蔵「律呂図板」の構造と理論
3. 学会等名 中日音楽比較研究及び團伊玖磨先生音楽創作研究国際学術シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高瀬澄子
2. 発表標題 『顧誤録』『学曲六戒』は『歌道要法』に影響を与えたか
3. 学会等名 東洋音楽学会第71回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高瀬澄子
2. 発表標題 二つの『歌道要法』
3. 学会等名 沖縄文化協会2019年度第4回東京公開研究発表会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	長嶺 亮子 (NAGAMINE Ryoko)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------